

仕 様 書

- 1 件 名 質量比較器（電子天秤）点検業務委託
- 2 履行委託期間 契約締結日から令和2年10月30日まで
- 3 履行委託場所 草加市旭町六丁目13番20号
草加市立勤労福祉会館内 計量検査室
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 委託内容 次の質量比較器（3台）について、外観及び機能、精度検査を行う。
（詳細は別紙のとおり）

(1) 対象機器

- ① 電気式質量比較器（メトラー・トレド社製 AX-205）
- ② 電気式質量比較器（メトラー・トレド社製 PR5003DU）
- ③ 電気式質量比較器（メトラー・トレド社製 SG32001/A）

(2) 点検内容等

- ① 本委託の実施により、機器類の正常な稼働が維持できるようにする。また、本点検による検査結果報告書の作成を行うこと。
- ② 点検手順については、別紙のとおり点検を実施し、それぞれ基準の校正値を確保する。これにより、天秤校正及びトレサビリティ証明書の発行を行う。
- ③ 点検等に際しては、構造物及び検査室内の機器類を破損しないよう十分留意すること。破損した場合は、受託者がすみやかに現状に復帰させるものとし、これに係る費用は受託者が負担する。
- ④ 点検に使用する分銅及び検査器具等については受託者が用意し、使用すること。
- ⑤ 点検の結果、本仕様で語る外観及び機能、精度検査を満たしていない機器であることが判明した場合は、別紙に明記する外観及び機能、精度等が確保できるよう部品交換等を実施すること。交換に係る費用等は見積りに含める。ただし、交換に必要な部品等が製造停止等である場合、又は代替品に欠品が生じている場合、もしくは部品交換等によっても機能や精度等が保証できない場合は、この旨の報告を行うこと。

6 その他

- (1) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示

第155号) 第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

7 問合せ先 草加市役所 暮らし安全課消費生活係 伊藤

電話048(941)6111(直通)

別紙

電気式質量比較器検査項目

1 外観及び機能検査

表記・記号・形状、水平器、風袋引き機能、加除機構、操作レバー・スイッチ、表示部の状態、上限・下限の指示、調整装置及び校正機能について、外観及び機能検査を実施し、異常がないこと。

2 精度検査

(1) 再現性

ひょう量の約 $1/2$ の荷重を6回繰り返して付加し、それぞれの測定ごとの荷重に対する判定基準の絶対値を求める。判定基準はメーカー公称値以下とする。

(2) 感じ

ひょう量の $1/5$ に相当する質量を順次付加しながら、目量の 1.4 倍に相当する分銅を負荷し、目量以上の変異を得ること

(3) 偏置誤差

ひょう量の $1/4$ に相当する荷重を中央、左前、左後、右後及び右前の位置に順次負荷し、中央との偏置を求め、それらがすべてメーカー公称値以下であること

(4) 直線性

ひょう量範囲内における約 25% 、 50% 、 75% 、 100% において、それぞれの荷重個所に相当する荷重を負荷し、付加した荷重と表示値との偏差を求め、それらがすべて基準以内とすること

(5) 零点の変化

ゼロ点を3回測定し、ゼロと測定値との差を求める。それらの値が基準以内であること